

# 石川県公報

平成26年5月2日

第12693号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	3
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (水産課)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	2	○歳入の収納事務の委託 (建築住宅課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	<b>公 告</b>	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	4
		○平成25年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表 (同)	5
		○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	5

## 告 示

### 石川県告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
石倉クリニック	河北郡津幡町北中条6丁目73番地	平成26年2月1日
箔山堂小松幸町薬局	小松市幸町3丁目91-1	平成26年4月1日
栄和薬局	能美市寺井町レ5-1	〃
ケイ歯科	加賀市小菅波町2丁目80の1 ヴィラ・プレステージ加賀	〃

### 石川県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
石倉クリニック	河北郡津幡町北中条6丁目73番地	平成26年1月31日
和田医院	鹿島郡中能登町金丸又カ部50	平成26年3月31日
伊藤医院	輪島市門前町走出3-103	〃
医療法人社団 英寿会 上坂クリニック	七尾市相生町72	平成26年4月1日

## 石川県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小 寺 義 克	つくしまマッサージはり治療院	小松市串茶屋町丙77番地1	平成26年2月10日
渡 邊 満	三馬鍼灸整骨院	野々市市扇が丘9-20	平成26年3月1日

## 石川県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
間野 順(間野接骨院)	白山市布市町2丁目118番地	平成26年3月25日

## 石川県告示第201号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
石倉クリニック	河北郡津幡町北中条6丁目73番地	平成26年2月1日
箔山堂小松幸町薬局	小松市幸町3丁目91-1	平成26年4月1日
栄和薬局	能美市寺井町レ5-1	〃
ケイ歯科	加賀市小菅波町2丁目80の1 ヴィラ・プレステージ加賀	〃

## 石川県告示第202号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
石倉クリニック	河北郡津幡町北中条6丁目73番地	平成26年1月31日
和田医院	鹿島郡中能登町金丸又カ部50	平成26年3月31日
伊藤医院	輪島市門前町走出3-103	〃
医療法人社団 英寿会 上坂クリニック	七尾市相生町72	平成26年4月1日

## 石川県告示第203号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小 寺 義 克	つくしまマッサージはり治療院	小松市串茶屋町丙77番地1	平成26年2月10日
渡 邊 満	三馬鍼灸整骨院	野々市市扇が丘9-20	平成26年3月1日

## 石川県告示第204号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
間野 順(間野接骨院)	白山市布市町2丁目118番地	平成26年3月25日

## 石川県告示第205号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年5月2日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
北 信 幸	羽咋郡宝達志水町御館ヨ84番地	押水	行う	石川県漁業協同組合押水支所
金 守 肇	羽咋郡宝達志水町今浜ヘ312番地			
角 治	羽咋郡宝達志水町今浜北96番地2			

## 石川県告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営住宅の家賃等に係る収納事務	金沢市西念3丁目15番23号	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

放射性ヨウ素測定装置 5台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年2月28日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成26年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成26年石川県告示第136号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成26年5月29日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

## (3) 入札書の受領期限

平成26年6月12日(木) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

## (4) 開札の日時及び場所

平成26年6月12日(木) 午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Radioactive iodine monitor system 5 Units

## (2) Delivery date

By 28 February 2015

## (3) Delivery place

To be specified later

## (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 12 June 2014

## (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

## 平成25年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領(平成8年石川県告示第366号)第8条の規定により、平成25年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

受付及び処理の件数 なし

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年5月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年4月15日

- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 能登半島おらっちゃの里山里海
- 3 代表者の氏名  
加藤 秀夫
- 4 主たる事務所の所在地  
珠洲市若山町出田34の部13番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、奥能登及び珠洲の豊かで貴重な自然環境の保全と里山里海における暮らし文化の伝承に係る活動を通じ、地域内交流及び都市間交流の活性化を図ることによって、誇りある地域の創造に寄与すること、並びに大学等が行う環境調査や保全活動など諸事業への連携協力及びその活動支援を目的とする。

- 
- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月15日
  - 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 加賀市観光ボランティア大学
  - 3 代表者の氏名  
竹本 利夫
  - 4 主たる事務所の所在地  
加賀市三木町ニの126番地の1
  - 5 定款に記載された目的

この法人は、加賀市及び周辺市町に住む人たちや観光で訪れる人たちに対して、加賀市の魅力を伝え広める、ふるさと案内人の人材育成に関する事業を行い、観光交流の発展、及び「観てよし・来てよし・住んでよし」のまちづくりの創造・推進に寄与することを目的とする。